

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について

平成22年2月
国土交通省総合政策局建設業課
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 背景

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）附則第4条では、「施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

これを受け、平成19年11月より社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会において、建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討が行われ、平成20年12月に議論の成果がとりまとめられたところである。

今般、同とりまとめにおいて、「対象建設工事の事前届出における内容の充実及び効率化等の検討・実施」等に取り組むべきと指摘されたことを踏まえ、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）、及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号）を改正し、所要の措置を講じる。

2. 概要

（1）特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正

別記様式第一号及び第二号の届出書について、届出者の負担の軽減、行政実務の効率化等の観点から、様式の見直しを行う。

- ・記載欄の一部をチェックボックス式に変更
- ・記載欄（届出者の転居後の連絡先、工事完了の時期等）を追加

（2）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正

第2条第3項に規定する建築物に係る解体工事の工程について、内装材に木材が含まれている場合には、当該木材を適切に分別するため、あらかじめ分別に支障となる木材と一体となった石膏ボード等の建設資材を取り外した上で当該木材を取り外すよう順序を明確化する。

3. スケジュール

公布： 平成22年2月9日
施行： 平成22年4月1日

（以　　上）